



東京都知事選挙

投票日 7月5日(日)
投票時間 午前7時～午後8時

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。告示日は6月18日(木)です。この選挙は、よりよい東京都をつくるための私たちの代表となる都知事を選ぶ大切な選挙です。貴重な1票を投じましょう。投票日当日に仕事や用事などで投票できない方は、ぜひ期日前投票をご利用ください。
☎選挙管理委員会事務局選挙係 ☎042-492-5111 (代表)



清瀬市で投票できる方

次のすべてを満たす方が清瀬市で投票できます。

- ① 平成14年7月6日までに生まれた方
- ② 清瀬市の選挙人名簿に登録されている方
令和2年3月17日までに清瀬市に転入の届け出をした方で、投票日まで引き続き清瀬市に住んでいる(住民基本台帳に記載されている)方。



住所を異動した方の投票は

■清瀬市に転入した方

3月17日までに清瀬市に転入の届け出をした方は清瀬市での投票となります。また、3月18日以降に都内の市区町村から清瀬市に転入の届け出をした方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合は、都内の前住所地で投票となります。

■清瀬市から転出した方

清瀬市の選挙人名簿に登録されている方で、3月18日以降に都内の市区町村に転出した方は、まだ新住所地の選挙人名簿に登録されていないので、清瀬市の投票所で投票してください。その際は、東京都内に引き続き住んでいることの証明として、新住所地の市区町村が発行する「住民票の写し」(選挙用は無料)が必要となります。
※都外へ転出した方は投票できません。

転入・転出した場合の投票先一覧

■都内から転入した方

清瀬市への転入届け出日	投票場所	備考
令和2年3月17日以前	清瀬市	—
令和2年3月18日以降	前住所地	名簿登録がある場合※

■都内へ転出した方

新住所地への転入届け出日	投票場所	備考
令和2年3月17日以前	新住所地	—
令和2年3月18日以降	清瀬市	名簿登録がある場合※

※いずれも投票する日に選挙人名簿に登録されている方に限ります。

最近、市内で住所を変えた・変える予定の方は

6月1日(月)までに市内転居の届け出をした方 → 市内 **新** 住所地の投票所で投票

6月2日(火)以降に市内転居の届け出をした方 → 市内 **前** 住所地の投票所で投票

※清瀬市の選挙人名簿に登録されている方に限ります。



入場整理券(封書)の郵送は 6月19日(金)ごろ

6月19日(金)ごろまでに、世帯全員分の入場整理券を1つの封筒に入れて選挙人名簿登録地に郵送します。ご自分の入場整理券を確認して、投票所へお持ちください。

※入場整理券は、受付事務をスムーズに行うためのものです。紛失したり、**届いていない場合でも選挙人名簿に登録されており、投票資格のある方は投票できます。**本人確認ができるものをお持ちください。



選挙公報をお届けします

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、6月23日(火)ごろより全戸配布します。



あなたの投票所は

投票区	投票所建物名称(所在地)	投票区域
1	清明小学校(旭が丘二丁目8-1)	旭が丘二~六丁目全域
2	下宿地域市民センター(下宿二丁目524-1)	旭が丘一丁目全域/下宿一~三丁目全域/中里六丁目全域
3	清瀬市役所(中里五丁目842)	上清戸二丁目11~14/中清戸二・四丁目全域/下清戸二・四・五丁目全域/中里三丁目77~79、864の1~912の4/中里五丁目全域
4	生涯学習センター(元町一丁目2-11)	上清戸一丁目全域/上清戸二丁目1~10/元町一丁目全域/元町二丁目1・26~28/中里三丁目1724~1732の11
5	松山地域市民センター(松山二丁目6-25)	松山一丁目1~37/松山二丁目全域/梅園一丁目1
6	第七小学校(松山三丁目1-92)	松山一丁目38~46/松山三丁目全域/竹丘一丁目1~7、15~17
7	竹丘地域市民センター(竹丘一丁目11-1)	竹丘一丁目8~14/竹丘二丁目全域/竹丘三丁目1、10~25
8	第六小学校(梅園二丁目9-45)	竹丘三丁目2~9/梅園一丁目2~4/梅園二・三丁目全域/野塩四丁目全域
9	野塩地域市民センター(野塩一丁目322-2)	野塩一・二・五丁目全域
10	芝山小学校(元町二丁目16-8)	元町二丁目2~25/中里一丁目692の1~746の21、37~38/野塩三丁目全域
11	中里地域市民センター(中里四丁目1301)	中里一丁目1627の1~1750の11/中里三丁目913~1124の2/中里二・四丁目全域
12	第五中学校(中清戸三丁目258-1)	中清戸一・三・五丁目全域/下清戸一・三丁目全域

開票 開票は即日開票で、午後9時から市民体育館(下宿地域市民センター内)で行います。なお、開票速報は、市ホームページでご覧いただけます。

④投票



③投票用紙へ記入



②投票用紙交付



①受付(名簿対照)



投票手順

投票日に投票所へ行くことができない方は

期日前(不在者)投票をご利用ください

期日前投票

投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自分の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入のうえ、お持ちください。また、新庁舎建設工事に伴い、従来の市役所及び健康センターの駐車場は使用できません。車でお越しの際は、市役所東側来庁者用仮設駐車場をご利用ください。なお、車いす使用者用駐車場は健康センター前にございます(一般の方の駐車や健康センター玄関前での自動車の乗降はご遠慮願います)。皆様にはご不便・ご迷惑おかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※健康センターと生涯学習センターの投票できる期間・時間が異なりますのでご注意ください。

健康センター

期間 6月19日(金)～7月4日(土)(16日間)
時間 午前8時30分～午後8時

生涯学習センター

期間 6月30日(火)～7月3日(金)(4日間)
時間 午前9時30分～午後9時

※生涯学習センターには駐車場がありません。お車でお越しの方は、クレア市営駐車場をご利用ください。

滞在先の市区町村の不在者投票所で不在者投票

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、令和2年7月5日執行の東京都知事選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙(等)を請求します。 令和2年 月 日

①氏名(フリガナ)
②生年月日
③清瀬市の住所
④投票用紙の送付先
⑤日中連絡がとれる電話番号
⑥不在者投票の理由
(仕事で出張中、出産のため実家へ帰っているなど)

※請求書は便せんなどを使用して左記のように作成してください(市ホームページからもダウンロード可)。

【手続きの手順】

①「不在者投票宣誓書兼請求書」を選挙管理委員会に至急郵送または持参(ファクス・メールでの提出はできません)
※マイナンバーカードをお持ちで電子証明書を取得し、ICカードリーダーをお持ちの方は清瀬市電子申請サイトから請求することができます。
郵送先 〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市選挙管理委員会事務局宛

②清瀬市選挙管理委員会からご本人の希望送付先に投票用紙を郵送

③投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票
この方法は郵送によるため、日数がかかります。お早めにお手続きください。

有権者の皆様へ～感染症対策～

■持参した鉛筆で投票用紙に記入することができます

投票用紙は原材料にプラスチックを使用しており、インクがにじむ可能性があります。そのため、鉛筆(濃いめ)の使用を推奨しています。ボールペン(特に水性)・シャープペンシルの使用は推奨しませんが、お断りすることはありません。

■投票所では感染予防(消毒・換気等)の対策をします

人の密集を避けることが感染予防に有効ですので、分散して投票することの意味でも期日前投票の積極的な活用をお願いします。なお、前回の選挙の期日前投票の混雑状況を市ホームページで確認できます。投票所にお越しになる皆様は、マスクの着用などの感染症対策にご理解・ご協力をお願いします。

選挙に関する問合せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所北側第2庁舎2階)
☎042-492-5111(代表)

指定施設での不在者投票

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。お早めに施設の方に申し出てください。

◆市内不在者投票指定施設(全22か所)◆

- ・清瀬富士見病院
- ・織本病院
- ・山本病院
- ・複十字病院
- ・救世軍清瀬病院
- ・竹丘病院
- ・東京病院
- ・清瀬リハビリテーション病院
- ・信愛病院
- ・ペトレハムの園病院
- ・第二ハトホーム
- ・老人保健施設 ラビアンローゼ
- ・介護老人保健施設 たけおか
- ・特別養護老人ホーム 清雅苑
- ・特別養護老人ホーム 救世軍恵泉ホーム
- ・特別養護老人ホーム 上宮園
- ・特別養護老人ホーム 信愛の園
- ・養護老人ホーム 聖家族ホーム
- ・特別養護老人ホーム 聖ヨゼフ老人ホーム
- ・清瀬療護園
- ・東京都清瀬喜望園
- ・救世軍自省館

郵便等による不在者投票

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。
※この制度の利用を希望される方は、事前に選挙管理委員会に申請が必要です。

障害名	障害の程度			介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	1級	2級	3級		
両下肢・体幹・移動機能障害	○	○	非該当	要介護5	
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	-	○		
免疫・肝臓の障害	○	○	○		

■代理記載が可能です■

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。

お体の不自由な方へ

■代理投票■

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に書くことができない方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

■点字投票■

目が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。下記へご連絡ください。
☎秘書広報課広報広聴係 ☎042-497-1808